

日EU・EPA自己申告制度利用方法の紹介

【輸入編・輸入者自己申告】



2020年11月
関税局・税関
EPA原産地センター



できるかな？

EPA特恵税率を適用して「男子用シャツ（綿製のもの）」を日本に輸入したいと思います。
申告には、「輸入者自己申告」を使いたいです。
輸出者から「CONSTRUCTION SHEET」を提供されており、下の情報を確認しています。

CONSTRUCTION
SHEET

■ 産品：男子用シャツ（綿製のもの）

□ 仕出国：ポルトガル

□ HS番号：第62.05項

□ 材料

01 表地（織物 綿製）	HS第52類	・・・ポルトガル国内取引先から購入
02 芯地（不織布）	HS第56類	・・・輸入品 産地不明
03 ラベル（織物 ナイロン製）	HS第58類	・・・輸入品 産地不明
04 値札（紙製）	HS第49類	・・・輸入品 産地不明
05 縫糸	HS第54類	・・・輸入品 産地不明
06 ボタン	HS第96類	・・・スペイン取引先から購入

□ 製造工程

材料投入→裁断→芯貼り→縫製→製品洗い→プレス→仕上げ→検査→包装
ポルトガル国内輸出者自社工場にて製造。



輸入貨物のEPA利用のステップ

輸入貨物のHS番号を特定

EPA税率が設定されているかを確認

適用される原産地規則を特定

原産地規則を満たすかを確認


輸入時の原産地手続

- (1) 申告に必要な書類を整えて日本税関に提出
- (2) 証明資料を保存

日本税関におけるEPA税率の適用

日本税関の検証（事後確認）に対応

輸入貨物のEPA利用のステップ（目次）



1. 輸入貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸入時の原産地手続

- (1) 申告に必要な書類を整えて日本税関に提出
- (2) 証明資料を保存

日本税関におけるEPA税率の適用

6. 日本税関の検証（事後確認）に対応

1 HS番号（品目分類番号）とは

- HS番号とは輸出入の際に産品を分類する番号です。
- EPA税率、産品が原産品であるかを判定する基準は、いずれもHS番号に基づいて設定されています。


HS番号は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）」に基づいて定められた、輸出入の際に産品を分類するコード番号です。

桁数が増えるにつれ、より詳細に品目が特定されます。

HS番号は6桁までで、世界共通、輸出入共通です。

－各国、7桁目以降の国内細分を独自に定めています。

日本の場合は3桁で設定。HS 6桁に細分3桁を加えた9桁を統計番号といいます。

 男子用シャツ（綿製のもの）は、第62.05項、第6205.20号 に分類されます。

類（**2**桁） = 第**62**類

項（**4**桁） = 第**62.05**項 男子用のシャツ

号（**6**桁） = 第**6205.20**号 綿製のもの



1. 輸入貨物のHS番号を特定

2.

3.

4.

5.

6.

👉 特定方法

- HS番号に関するお問合せは、各税関関税鑑査官部門でお受けしています。（P51参照）
- HS番号は、日本における輸入申告で使用する場合は、税関HPの「実行関税率表」で調べることができます。

➤ [税関HP>輸出入手続>実行関税率表](https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm)
 (https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm)

- HS番号（6桁まで）は世界共通、輸出・輸入共通ですが、税率は各国で異なります。

実行関税率表 検索画面

輸出入手続

実行関税率表

[関税率表解説・分類例規](#)

[外国為替相場（課税価格）](#)

[各種様式・記載要領](#)

[税関関係用語集](#)

[輸入貨物の品目分類事例](#)

[輸入貨物の関税評価事例](#)

トップ> 輸出入手続> 輸入統計品目表(実行関税率表)> 輸入統計品目表(実行関税率表)実行関税率表(2020年6月27日版)>
 第11部 紡織用繊維及びその製品
 第62類 衣類及び衣類付属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)

印刷用表示 「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。

2020年6月27日現在

分類	統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate		
			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO
第50類 絹及び絹織物					
第51類 羊毛、織獣毛、粗獣毛					
第52類 綿及び綿織物					
第53類 その他の植物性紡織物					
第54類 人造繊維の長繊維並びに					
第55類 人造繊維の短繊維及び					
第56類 ウォッディング、フ					
第57類 じゆうたんその他の新					
第58類 特殊織物、タフテッ					
第59類 染み込ませ、塗布し、					
第60類 メリヤス編物及びクロセ編					
第61類 衣類及び衣類付属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）					
第62類 衣類及び衣類付属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）					

注: 62.05 男子用のシャツ
 6205.20 000 綿製のもの
 6205.30 000 人造繊維製のもの

類注 税率
 類注 税率

輸入貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸入時の原産地手続

(1) 申告に必要な書類を整えて日本税関に提出

(2) 証明資料を保存

日本税関におけるEPA税率の適用

6. 日本税関の検証（事後確認）に対応

1. 2. EPA税率が設定されているかを確認

3.

4.

5.

6.

2 ステップ1で特定したHS番号をもとに、輸入する産品にEPA税率が設定されているかを確認します。

確認方法（一例）

実行関税率表検索画面

P6から続く。

トップ>輸出入手続>輸入統計品目表(実行関税率表)>輸入統計品目表(実行関税率表)実行関税率表(2020年6月27日版)>
 第11部 繊維用繊維及びその製品
 第62類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
 印刷用表示 「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。
 2020年6月27日現在

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率表(経済連携協定) Tariff rate schedule (EPA)													
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	中国 China	スイス Switzerland	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	豪州 Australia	モンゴル Mongolia	TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU		
62.05	男子用のシャツ			7.4%											
6205.20.000	綿製のもの	9%		7.4%		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6205.30.000	人造繊維製のもの	9%		7.4%		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6205.90	その他の繊維用繊維製のもの	9%													
010	- 羊毛製又は織獣毛製のもの			7.4%		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

日EU・EPA

HS第6205.20号の産品に日EU・EPA税率が設定されており、WTO協定税率より関税が削減されていることが確認できます。



適用されるEPAと税率 : 日EU・EPA / 税率 Free

ステップ2完了

輸入貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸入時の原産地手続

(1) 申告に必要な書類を整えて日本税関に提出

(2) 証明資料を保存

日本税関におけるEPA税率の適用

6. 日本税関の検証（事後確認）に対応

3-1 協定に定める原産品の要件を確認します。



日EU・EPA 第3章 原産地規則及び原産地手続
第A節 原産地規則
第3・2条 原産品の要件

1 一方の締約国が他方の締約国の原産品に対する関税上の特惠待遇を第2・8条1の規定に従って適用するに当たり、次に掲げる産品は、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、他方の締約国の原産品とする。

- (a) 次条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される産品
- (b) 他方の締約国の原産材料のみから生産される産品
- (c) 非原産材料を使用して生産される産品であって、附属書3-Bに定める全ての関連する要件を満たすもの

(中略)

4 原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、締約国において中断することなく満たされなければならない。



使った材料が原産材料か非原産材料かによって、
原産品の要件が変わるんですね。

EPAの原産品の要件（原産地基準）

EPA上の原産品と認められるための要件（原産地基準）は、相手国との交渉によって決定されるため協定によって異なる部分がありますが、基本的には、「完全生産品」、「原産材料のみから生産される製品」、「実質的変更基準を満たす製品」が原産品とされます。

完全生産品

完全生産品とは、その「生産」が1か国で完結している産品をいいます。
該当する産品が協定に具体的に規定されています。

（例）生きていた動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの（日EU・EPA第3.3条1(b)）

原産材料のみから生産される産品

締約国の原産材料のみから、当該締約国において完全に生産される産品のことをいいます。
生産に使用された材料は全て原産材料であるため、外見上は1か国で生産が完結しているように見えますが、原産材料の生産に使用された材料にまで遡ると、非締約国で生産された材料（非原産材料）が使用されています。

実質的変更基準を満たす産品（品目別原産地規則を満たす産品）

非締約国の材料（非原産材料）を使用して締約国において完全に生産される産品が、元の材料から大きく変化している場合には、原産品と認められます。この大きな変化を「実質的変更」、実質的変更があったと判断する具体的な基準を「実質的変更基準」と呼んでいます。実質的変更基準は、品目毎に異なるため、「品目別原産地規則」としてまとめられ、各協定の附属書等に掲載されています。 →次ページへ

原産地規則における「原産材料」「非原産材料」

原産材料

EPAの原産地基準を満たして原産品と認められる材料

- ・完全生産品
- ・原産材料のみから生産される産品
- ・実質的変更基準を満たす産品（品目別原産地規則を満たす産品）

非原産材料



日EU・EPA 第3・1条 定義（f）

「非原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされない材料（原産品としての資格を決定することができない材料を含む。）をいう。



例えば、

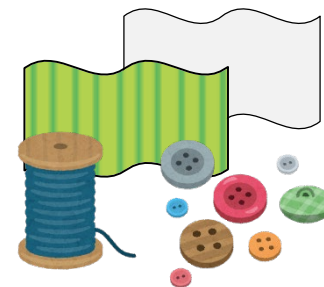
- ・ 非締約国から調達した材料
- ・ 締約国内で調達したが、どこで生産されたかわからない材料
- ・ 締約国内で生産されたが、EPAの原産地基準を満たさない、又は満たしているか不明な材料



3-2 輸入する製品の材料の産地に関する情報を確認します。

□ 材料

- 01 表地 (織物 綿製) ... ポルトガル国内取引先から購入
- 02 芯地 (不織布) ... 輸入品 産地不明
- 03 ラベル (織物 ナイロン製) ... 輸入品 産地不明
- 04 値札 (紙製) ... 輸入品 産地不明
- 05 縫糸 ... 輸入品 産地不明
- 06 ボタン ... スペイン取引先から購入



01, 06 = 締約国内で調達したが、どこで生産されたかわからない材料

(とりあえず) = 非原産材料として扱う。

02~05 = 締約国外から調達した材料

= 非原産材料

3-3 協定の定める原産品の要件に、確認した材料の情報を当てはめます。



(P10再掲) 日EU・EPA 第3・2条 原産品の要件

- 1 一方の締約国が他方の締約国の原産品に対する関税上の特惠待遇を第2・8条1の規定に従って適用するに当たり、次に掲げる産品は、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、他方の締約国の原産品とする。
 - (a) 次条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される産品
 - (b) 他方の締約国の原産材料のみから生産される産品
 - (c) **非原産材料を使用**して生産される産品であって、**附属書3-B**に定める全ての関連する要件を満たすもの



今回、非原産材料を使っているから(c)ですね。

(中略)


- 4 原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、**締約国において中断することなく**満たされなければならない。




この男子用シャツ（綿製のもの）が、締約国（EU）の原産品と認められるためには、**附属書3-B**（＝品目別原産地規則）に定められる要件が、**締約国（EU）において中断することなく満たされている**必要があります。

六二・〇五	統一システムに基づく分類 (二千十七年に改正された統一システム) (特定の品名の記載を含む。)	一欄
62.05	製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。) 。	二欄 品目別原産地規則

3-4 附属書3-Bの確認


 日EU・EPA 附属書3-A 品目別原産地規則の注釈
注釈2 附属書3-Bの構成 2

附属書3-B表2欄に定める各品目別原産地規則は、同表1欄に掲げる対応する製品について適用する。


 日EU・EPA 附属書3-B 品目別原産地規則
1欄 統一システムに基づく分類

62.05 製品 = 男子用シャツ (綿製のもの) のHS番号

※2017年1月1日に改正された統一システム (HS) に拠ります。(附属書3-A注釈1 4)

 同 2欄 品目別原産地規則

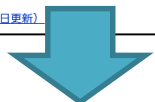
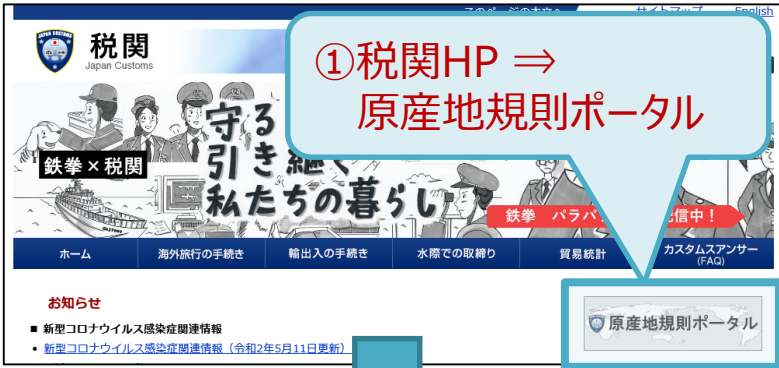
製織と製品にすること (布の裁断を含む。) との組合せ又は
なせん (独立の作業) を経て製品にすること (布の裁断を含む。)

 これが、今回の製品に適用される原産地規則です。
締約国 (EU) において、製品の材料について、
この生産工程が中断することなく行われている必要があります。



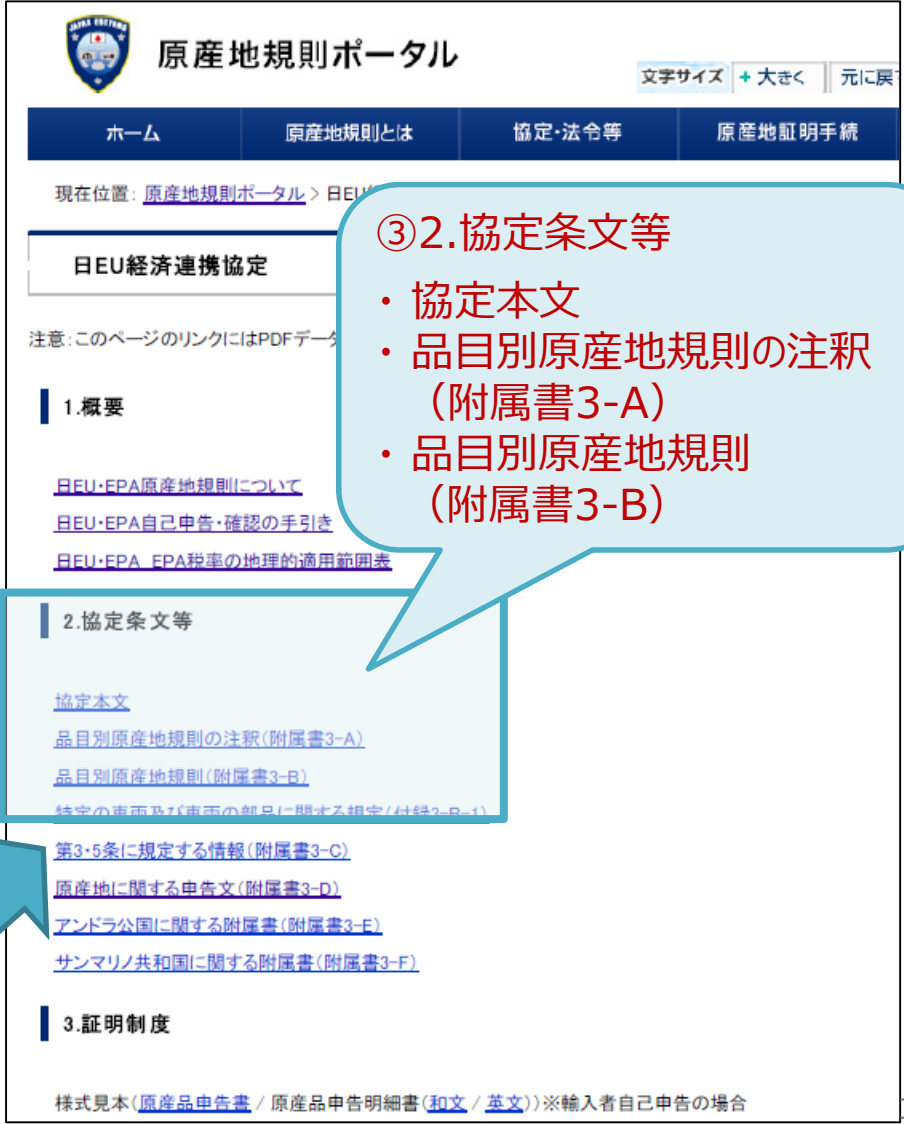
協定の規定の確認方法（一例）

原産地規則ポータル（P47参照）
<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>



②トップページ 協定・制度別情報 日EU経済連携協定

A blue callout box with a white border points to the '日EU経済連携協定' (Japan-EU Economic Partnership Agreement) link in the '協定・制度別情報' (Agreements and System Information) section of the portal's top page.



輸入貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸入時の原産地手続

(1) 申告に必要な書類を整えて日本税関に提出

(2) 証明資料を保存

日本税関におけるEPA税率の適用

6. 日本税関の検証（事後確認）に対応

4-1 品目別原産地規則を読む



(P15再掲) 日EU・EPA 附属書3-B HS第62.05項 品目別原産地規則

製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
又は
なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。

この基準は、
加工工程基準
と呼ばれます。

※どちらか一つを満たせばよい。（参照）日EU・EPA 附属書3-A注釈 2 3



産品が原産品と認められるためには、

① 締約国内で、「生地を織ること」と、「裁断及び縫製等の工程により製品とすること」の、両方を行う必要がある。

〔 製織する生地の材料となる糸は、非締約国からの輸入品でもよい。〕

又は、

② 締約国内で、生地に「なせん（独立の作業）」の加工を行うことと、「裁断及び縫製等の工程により製品とすること」の、両方を行う必要がある。

〔 「なせん（独立の作業）」を行う生地自体は、非締約国からの輸入品でもよい。 〕

（※）なせん（独立の作業）は、協定附属書 3 - A 注釈 6 （ d ） に定義されています（ P30 参照 ）。

ということです。

4-2 品目別原産地規則を満たすかを確認

産品が原産品と認められるためには、

① 締約国内で、「生地を織ること」と、「裁断及び縫製等の工程により製品とすること」の、両方を行う必要がある。

又は、

② 締約国内で、生地に「なせん（独立の作業）」の加工を行うことと、「裁断及び縫製等の工程により製品とすること」の、両方を行う必要がある。

産品の製造工程を確認

□ 製造工程



材料投入→裁断→芯貼り→縫製→製品洗い→プレス→仕上げ→検査→包装



布の裁断、縫製等の工程を経て製品としている。

ポルトガル国内輸出者自社工場にて製造



締約国内で製造している。

条件の一部は満たしていることが確認できました。

未確認の条件

① 締約国内で、生地を織る。

又は、

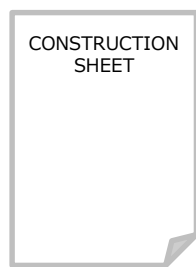
② 締約国内で、生地に「なせん（独立の作業）」の加工を行う。

未確認の条件

- ① 締約国内で、生地を織る。
又は、
② 締約国内で、生地に「なせん（独立の作業）」の加工を行う。

材料の製造工程を確認

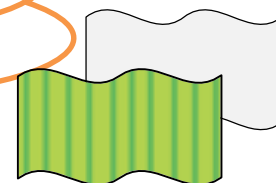
□ 材料



01 表地 (織物 綿製)	HS第52類	・・・ポルトガル国内取引先から購入
02 芯地 (不織布)	HS第56類	・・・輸入品 産地不明
03 ラベル (織物 ナイロン製)	HS第58類	・・・輸入品 産地不明
04 値札 (紙製)	HS第49類	・・・輸入品 産地不明
05 縫糸	HS第54類	・・・輸入品 産地不明
06 ボタン	HS第96類	・・・スペイン取引先から購入



01 表地 (織物 綿製) はポルトガル国内取引先から購入している。
締約国 (EU) で織られていれば、条件の①を満たすかもしれない。
輸出者に確認してみよう。



ポイント!!! 締約国内で購入した事実だけでは、「締約国内で織られたか」は、わかりません。 20

01表地が締約国で織られているかを確認

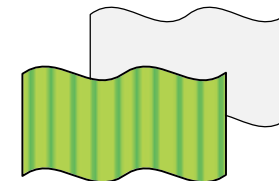
表地仕入時のインボイスと生産者による表地生産場所の証明書



輸出者から書類を
追加で入手しました。

INVOICE					
Customes tecido INVOICE Customes tecido Ltda. Address: Abc Defg, 1234-56, Lisboa, PORTUGAL TEL: +351 100 0200 FAX: +351 100 0221 No. 5489-1001 Date September, 10, 2020 Page 1/1					
Number of client: 512233 Contact person: Francisco Santos Payment conditions: End of the month Expiration date: September, 30, 2020 Terms of delivery: EX WORKS			Origem vestuário. Ltda. Xyz opqr, 1223-556, Lisboa, Portugal TEL: +351 223 3233 FAX: +351 223 3234		
STYLE NUMBER	DESCRIPTION	METER	NET WEIGHT	PRICE (Par meter)	AMOUNT
AY520013BK	Shell Fabric Woven 100% cotton HS Code : 52.09	350	56 KGS	5.7 EUR	1995 EUR
AY520013WH	Shell Fabric Woven 100% cotton HS Code : 52.09	450	72 KGS	5.7 EUR	2565 EUR
BY631300RD	Shell Fabric Woven 55%cotton 45% polyester HS Code : 52.09	200	28 KGS	4.5 EUR	900 EUR
BY631300WH	Shell Fabric Woven 55%cotton 45% polyester HS Code : 52.09	300	42 KGS	4.5 EUR	1350 EUR
TOTAL (50)Rolls			198 KGS		6,810 EUR
Maria Lopes Customes tecido Ltda.					

Customes tecido	
ITEM : Shell fabric Style number : AY520013BK, AY520013WH	
Above style number of Shell fabric are woven by our factory. Address of our factory is as follows.	
Address : Abc Defg, 1234-56, Lisboa, PORTUGAL	
We hereby certify that above product process and explanation of fabric are all true.	
09/15/2020 Maria Lopes Maria Lopes	
Customes tecido Ltda. Abc Defg, 1234-56, Lisboa, Portugal	



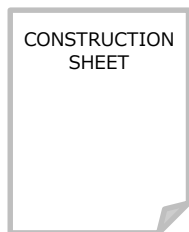
01 表地（織物 綿製）が、「①締約国内で、生地を織る。」の条件を満たすことが分かりました。



材料01は、HS第62.05項の品目別原産地規則のうち、「製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ」を満たします。

01表地（織物 綿製）が①「締約国内で、生地を織る。」を満たすことが確認できたので、その他の材料もこの条件を満たすか、確認します。

□ 材料



01 表地（織物 綿製）	HS第52類	・・・ポルトガル国内取引先から購入	OK
02 芯地（不織布）	HS第56類	・・・輸入品 産地不明	} 未確認
03 ラベル（織物 ナイロン製）	HS第58類	・・・輸入品 産地不明	
04 値札（紙製）	HS第49類	・・・輸入品 産地不明	
05 縫糸	HS第54類	・・・輸入品 産地不明	
06 ボタン	HS第96類	・・・スペイン取引先から購入	

確認したい条件：締約国内で、生地を織る

疑問その1

「あれ？02芯地（不織布）／04値札（紙製）／05縫糸／06ボタンって、織りたくても織れないけど、品目別原産地規則を満たさないってことかな。」



疑問その2

「03ラベル（織物）は産地不明の輸入品だから、締約国内で織られていないな。品目別原産地規則を満たさないからダメなのかな。」



協定の規定を確認してみましょう。

4-3 適用できる他の協定の規定を確認する。

疑問その1



「あれ？02芯地（不織布）／04値札（紙製）／05縫糸／06ボタンって、織りたくても織れないけど、品目別原産地規則を満たさないってことかな。」

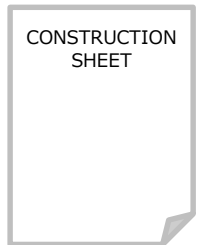
確認すべき規定①



日EU・EPA 附属書3-A 品目別原産地規則の注釈 注釈 8 2

第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料（紡織用繊維を含むかどうかを問わない。）については、第61類から第63類までの各類に分類される紡織用繊維を用いた製品の生産において、制限を受けることなく使用することができる。（後略）

材料と製品のHS番号を確認



□ 産品
男子用シャツ（綿製のもの）
HS第62.05項



□ 材料（01以外）	02 芯地（不織布）	HS第56類
	03 ラベル（織物 ナイロン製）	HS第58類
	<u>04 値札（紙製）</u>	<u>HS第49類</u>
	05 縫糸	HS第54類
	<u>06 ボタン</u>	<u>HS第96類</u>

男子用シャツ（綿製のもの）はHS第62類に分類されるので、その生産において、第50類から第63類までの各類に分類されない非原産の04値札（紙製）と06ボタンは、制限を受けることなく使用することができます。

よって、材料04,06は非原産材料で

OK

➡ 02芯地（不織布）・05縫糸は、第50類から第63類までに分類されるのでこの規定の対象外です。23

疑問その1の残り



「02芯地（不織布）／05縫糸って、
織りたくても織れないけど、品目別原産地規則を満たさないってことかな。」

確認すべき
規定②



日EU・EPA 附属書3-A 注釈 3 3

注) 日本が締約済のEPAのうち、
日EU・EPAにのみ存在する規定です。

一の品目別原産地規則が産品について特定の材料から生産されるものでなければ
ならないことを定める場合には、この要件は、固有の性質上の理由からこの要件を満
たすことができない他の材料の利用を妨げるものではない。



今回適用する品目別原産地規則は、締約国内で織られた生地から産品が生産されなければ
ならないと定めています。

01 表地（織物 綿製）はこの条件を満たすことが確認できていますので（P21参照）、
他の材料である02芯地（不織布）及び 05縫糸については、固有の性質上の理由から織
ることができないので、その利用を妨げられません。



よって、材料02,05も非原産材料でOK



疑問その2



「03ラベル（織物）は産地不明の輸入品だから、締約国内で織られていないな。品目別原産地規則を満たさないからダメなのかな。」

4-4 品目別原産地規則を満たさない材料が含まれているときは

品目別原産地規則を満たさない材料が、
許容限度（トランス）の基準を満たすかを確認しましょう。

許容限度とは、品目別原産地規則を満たさない非原産材料を使用している場合、その使用がわずかな場合には、その産品を締約国の原産品と認める規定です。

※各EPAに類似の規定があり、「僅少の非原産材料（デミニミス）」と規定しているEPAもあります。



日EU・EPA 第3・6条 許容限度 1

製品の生産において使用される非原産材料が附属書3-Bに定める要件を満たさない場合において、次のときは、当該産品は、締約国の原産品とみなす。

(a) 統一システムの第1類から第49類まで又は第64類から第97類までの各類に分類される産品については、全ての非原産材料の価額が当該産品の工場渡しの価額又は本船渡しの価額の10パーセントを超えないとき。

(b) 統一システム第50類から第63類までの各類に分類される産品については、附属書3-A注釈6から注釈8までに定める許容限度が適用されるとき。

1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.



日EU・EPA 附属書3-B 品目別原産地規則
第11部 紡織用繊維及びその製品 部注

紡織用繊維から製造した特定の産品について使用される用語の定義及び適用される許容限度については、附属書3-A注釈6から注釈8までを参照すること。



日EU・EPA 附属書3-A
注釈6 附属書3-B第11部において使用する用語の定義
注釈7 二以上の基本的な紡織用繊維を含む産品について適用される許容限度
注釈8 特定の紡織用繊維を用いた産品に適用される他の許容限度

【附属書3-A注釈6から注釈8までの概要】

- 注釈6は、HS第11部 紡織用繊維及びその製品 の品目別原産地規則の用語の定義。
例) (c) 「なせん」とは (後略)
(d) 「なせん (独立の作業) 」とは (後略)
- 注釈7は、1に掲げる「基本的な紡織用繊維」を二以上含む産品の生産に使用される非原産である「基本的な紡織用繊維」が品目別原産地規則を満たさない場合の許容限度について定めている **(重量ベース)**。
- 注釈8 1は、HS第61類、第62類及び第63類第1節 (第63.01項から第63.06項) (※) の産品に適用される許容限度について定めている **(価格ベース)**。

(※) P31参照



日EU・EPA 附属書3-A 注釈7

- 1 この注釈の適用上、基本的な紡織用繊維とは、次のものをいう。
 (以下、抜粋) (f) 綿
 (m) 人造繊維の長繊維 (合成繊維のものに限る。)
- 2 製品の生産において使用される非原産である基本的な紡織用繊維については、附属書3-Bにおいてこの注釈に言及する場合には、同附属書表2欄に定める要件を許容限度として適用しない。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たすことを条件とする。
 - (a) 産品が二以上の基本的な紡織用繊維を含むこと。
 - (b) 非原産である基本的な紡織用繊維の重量の合計が生産において使用される全ての基本的な紡織用繊維の総重量の10パーセントを超えないこと。(後略)

 まずは、注釈7 2(a)の要件を満たすかを確認



- 材料
- 01 表地 (織物 綿製) = 綿は、注釈7 1(f)に該当
 - 03 ラベル (織物 ナイロン製) = ナイロンは、注釈7 1(m)に該当



産品が二以上の基本的な紡織用繊維を含んでいます。
 よって、注釈7 2(a)の要件を満たします。

産品全体で2種類以上の紡織用繊維を含んでいればよく、複数の生地を使用している産品について、生地毎に2種類以上の紡織用繊維を含んでいる必要はありません。
 (参照) 原産地規則解釈例規 第2章5.(4)



日EU・EPA 附属書3-A 注釈7

2 (b) 非原産である基本的な紡織用繊維の重量の合計が生産において使用される全ての基本的な紡織用繊維の総重量の10パーセントを超えないこと。(後略)

次に、2 (b)を満たすか確認



輸出者に問い合わせました。

書類

ORIGEM
VESTVÁRIOOrigem vestuário. Ltda.
Xyz opqr, 1234-56, Lisboa, Portugal

Declaration Letter

We hereby declare that the weight of raw materials referred on our invoice NO. AJV-2020/0148, Men's Shirt (style number 3456262, 100% cotton) is as follows.

	Material Description	Weight	Remarks
1	Shell fabric	378 g	Woven 100% cotton
2	Interlining	8 g	Nonwoven
3	Label	3 g	Woven 100% nylon
4	Sewing thread	5 g	
	Others	10 g	

01/10/2020, Francisco Santos
Francisco Santos

男子用シャツ（綿製のもの）の材料重量

- 基本的な紡織用繊維を含んでいることが判明している材料
 - 01 表地（織物 綿製） 378g
 - 03 ラベル（織物 ナイロン製） 3g
- 基本的な紡織用繊維を含んでいるか不明な、繊維を含む材料
 - 02 芯地（不織布） 8g
 - 05 縫糸 5g
- 紡織用繊維を含まない材料
 - 04 値札（紙製）、06 ボタン 10g

(b)を満たすかを確認するための計算式

$$\frac{3g}{(378+3)g} \times 100 = 0.79\% \leq 10\%$$

非原産であるラベルの重量が、使用される全ての基本的な紡織用繊維の総重量の10パーセントを超えません。よって、注釈7 2 (b)の要件を満たします。

材料03OK 

全材料が原産地規則を満たすことを確認したので、

この商品は日EU・EPA上の
EU原産品と認められます。



ステップ4のまとめ

□ 産品：男子用シャツ（綿製のもの）

□ 適用した原産地規則

日EU・EPA 附属書3-B HS第62.05項 品目別原産地規則のうち、
製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ



□ 上記原産地規則を満たすかを確認

- 産品の製造工程について
締約国（EU）内で、生地のカット、縫製を経て製品化されているので、品目別原産地規則の「製品にすること（布のカットを含む。）を満たす。
- 材料について
 - 01 表地（織物 綿製）
締約国（EU）で製織されているので、品目別原産地規則の「製織」を満たす。
 - 02 芯地（不織布）・05 縫糸
性質上織ることができない他の材料なので、その利用を妨げられない ←附属書3-A 注釈3 3。
 - 04 値札（紙製・HS第49類）・06 ボタン（HS第96類）
第50類から第63類までに分類されないため、第62類の産品の生産において制限を受けることなく使用することができる ←附属書3-A 注釈8 2。
 - 03 ラベル（織物）
品目別原産地規則を満たさないが、附属書3-A注釈7の許容限度の基準を満たす。


よって、この男子用シャツ（綿製のもの）は日EU・EPA上のEU原産品と認められます。



今回選択しなかった条件について 1

品目別原産地規則 HS第62.05項

なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。

 材料の製造工程以外に、04 値札（紙製・HS第49類）・06 ボタン（HS第96類）を含めた全ての非原産材料の価額情報を確認する必要があります。



日EU・EPA 附属書3-A 注釈 6 (d)

「なせん（独立の作業）」とは、
 スクリーン、ローラー、デジタル又は転写の技術を
 少なくとも2の準備又は仕上げの工程（精練、漂白、マーセライズ加工、ヒートセット、起毛、カレンダー仕上げ、防縮加工、永久加工、デカタイジング（蒸じゅう）、染み込ませ、補修、シャリング（剪毛）、毛焼き、エアー・タンブラー加工、乾燥幅出し機による加工、縮じゅう、蒸気による収縮加工、ウェットデカタイジング（煮じゅう）等）と組み合わせて用いて、
 紡織用繊維の基材に対して客観的に評価される機能（色、デザイン、技術的性能等）を恒久的性質として与える技術をいう。
ただし、生産において使用された全ての非原産材料の価額が製品のEXWの50パーセント又はFOBの45パーセントを超えないことを条件とする。




原産地規則解釈例規 第2章（第11部関連）

6. EU 協定附属書3-A注釈 6 (d)における「なせん（独立の作業）」について

EU 協定の附属書3-A注釈 6 (d)における「なせん（独立の作業）」において使用される非原産材料の価格の計算については、第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料の価格についても考慮する。（後略）

今回選択しなかった条件について 2

許容限度 注釈 8 1

 注釈 7 の許容限度を満たさない産品であっても、注釈 8 1 の許容限度は使うことができます。今回の産品は第62類であるため、注釈 8 1 の対象となります。適用可能か否かの判断には、対象となる材料の価額情報が必要です。



日EU・EPA 附属書3-A 注釈 8 1

附属書3-B表2欄に定める要件を満たさない非原産である紡織用繊維（裏地及び芯地を除く。）については、紡織用繊維を用いた産品の製造に当たり、同附属書においてこの注釈に言及する場合には、使用することができる。ただし、当該非原産である紡織用繊維が当該産品の項以外の項に分類されること及び当該非原産である紡織用繊維の価額が当該産品のEXW又はFOBの8パーセントを超えないことを条件とする。



原産地規則解釈例規 第2章（第11部関連）

5. EU協定附属書3-A（品目別原産地規則の注釈）に規定する第11部における許容限度について

EU協定の附属書3-B第11部に適用される許容限度については、当該規則の部注により、附属書3-A注釈6から8を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおりである。

- (1) 注釈8第1項中「裏地及び芯地を除く。」とは、注釈8第1項を適用し、価格ベースでの許容限度を考慮する場合は裏地及び芯地は原産材料でなければならないことを意味する。
- (2) 注釈8-1が対象としている品目は、英文協定上“a made-up textile product”であることから、品目別規則上「製品にすること（“making-up”）」が要件とされている第61類、第62類及び第63類第1節（第63.01項から第63.06項）である。
- (3) 注釈7の対象物品のうち、当該注釈を満たさない産品については、注釈8-1を満たす場合には原産品と認められる。

輸入貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸入時の原産地手続

(1) 申告に必要な書類を整えて日本税関に提出

(2) 証明資料を保存

日本税関におけるEPA税率の適用

6. 日本税関の検証（事後確認）に対応

日EU・EPAの関税上の特惠待遇を要求するためには、
輸出者自己申告か輸入者自己申告、どちらかの手続をとる必要があります。



日EU・EPA 第3・16条 関税上の特惠待遇の要求

- 1 輸入締約国は、輸入に際し、輸入者による他方の締約国の原産品についての関税上の特惠待遇の要求に基づき、当該原産品について関税上の特惠待遇を与える。
輸入者は、関税上の特惠待遇の要求の正確性及びこの章に定める要件の遵守について責任を負う。
- 2 関税上の特惠待遇の要求は、次のいずれかに基づくものとする。
 - (a) 産品が原産品であることについての輸出者によって作成された原産地に関する申告
 - (b) 産品が原産品であることについての輸入者の知識

(後略)



輸入者自己申告を使いたいです。



日EU・EPA 第3・18条 輸入者の知識

=輸入者自己申告

産品が輸出締約国の原産品であるという輸入者の知識は、当該産品が原産品であること及びこの章に定める要件を満たすことを示す情報に基づくものとする。



輸入者自己申告は、輸入者が、産品が日EU・EPA上の原産品であることを示す情報を持っていることが前提となります。



今回は、ステップ4までで産品が原産品であることを示す情報を入手したので、
輸入者自己申告が可能です。



5-1 申告に必要な書類を整えて日本税関に提出

- 日EU・EPA上の特惠待遇を要求するためには、通常の輸入申告書類に加え、原則として以下の書類の提出が必要になります。

I. 原産品申告書

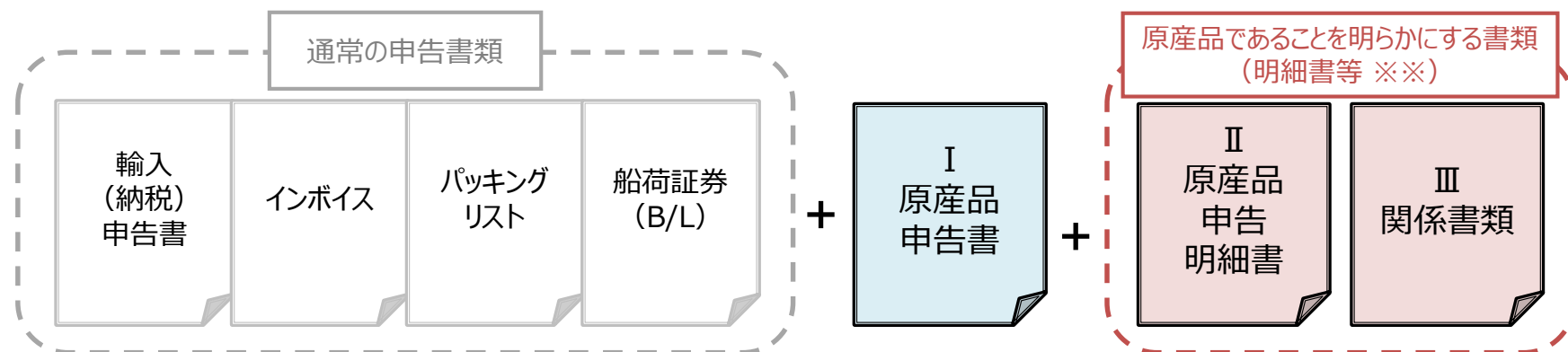
II. 原産品申告明細書

III. 関係書類

} 原産品であることを明らかにする書類 (※)

(※) 輸出者自己申告の場合は、提出できない場合に省略が可能。

- NACCSを利用して電子的に提出することが可能です。
- 原産品申告書及び原産品申告明細書は、任意の様式で作成可能ですが、税関HP掲載の様式見本もご利用いただけます。
- 提出書類のイメージ



※※ 事前教示を取得している場合又は完全生産品の場合は明細書等の提出は不要です。

日EU・EPA第3・18条輸入者の知識に基づく特恵待遇の要求の具体的手続は、国内法令等で規定されています。



関税法第68条

税関長は、第67条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告があった場合において輸出若しくは輸入の許可の判断のために必要があるとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益（中略）を適用する場合において必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するための必要な書類又は当該便益を適用するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。



関税法施行令第61条

- 1 法第68条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、（中略）又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。
 - 二 経済連携協定（（中略）経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（中略））における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類
 - イ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるもの（以下この号において「締約国原産品」という。）であることを証明した又は申告する書類（中略）であって、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 略
 - (2) 当該貨物が締約国原産品であることを申告する書類であって経済連携協定の規定に基づき作成されたもの（中略）及び当該貨物の契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他当該貨物が当該締約国原産品であることを明らかにする書類（後略）

日EU・EPA輸入者自己申告 原産品申告書の必要的記載事項

1. 輸出者に関する情報
輸出者の氏名又は名称及び住所（国名含む）
2. 産品の概要（品名、仕入書の番号）
品名は必須の記載項目であり、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認ものであること。仕入書の番号については、1 回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合において記入することとして差し支えない。
3. 産品の概要（欄の追加）
4 欄以上を要する場合には、本原産品申告書と一体であることが確認できるように作成するものとする。
4. 関税分類番号
統一システム（2017年版）に従い6 桁番号の水準までの関税分類番号を記載する。
5. 包括的な期間（同一の産品が2 回以上輸送される場合の期間）
包括的な期間は、12箇月を超えてはならない。
6. 適用する原産性の基準
適用する原産性の基準を記入する。
A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される産品、C: 品目別規則を満たす産品、D: 累積、E: 許容限度
品目別規則を満たす産品（C）を適用した場合には、以下の基準より該当する基準をあわせて記載する。
（1: 関税分類変更基準、2: 付加価値基準、3: 加工工程基準）

I. 原産品申告書（輸入者自己申告用）を作成

様式は任意

ステップ4で確認した内容を基に、原産品申告書を作成します。

インボイス

他の輸入申告書類と原産品申告書の内容の関連付けがわかる事項を記入してください。

適用する原産性の基準：
実質的変更基準を満たす産品→C
加工工程基準→3
許容限度を適用する場合→E

ORIGEM VESTVÁRIO

Origem vestuário. Ltda.
Xyz opqr, 1223-558 Lisbon, Portugal

Commercial Invoice

Consignee ZENKAN SHOJI CO., LTD 2-7-68, KAIGAN, MINATO-KU, TOKYO 1050022 JAPAN		Invoice No & Date AJV-2020/0148 October 6, 2020		
Bill to ZEIKAN SHOJI CO., LTD 2-7-68, KAIGAN, MINATO-KU, TOKYO 1050022 JAPAN		Payment Term : T/T net 30 days		
Port of Loading Lisbon, Portugal		Port of Discharge TOKYO, JAPAN		
Carrier By Sea				
Marks	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
XXXXXX C/NO. 1-52 Made in Portugal	MEN'S SHIRTS (COTTON) STYLE NO: 3456262 HS CODE: 62.05	1,040 PCS	FOB Lisbon US\$ 15.5	US\$ 16,120
TTL:	52 CTN	1,040 PCS		US\$ 16,120

We declare that this invoice shows the actual price of the goods described and that all particulars are true and correct.

GROSS WEIGHT : @0.65kg × 1,040pcs = 676KGS
 NET WEIGHT : @0.5kg × 1,040pcs = 520KGS
 COUNTRY OF ORIGIN: Portugal

Francisco Santos
Origem vestuário. Ltda.

原産品申告書
 (経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)

本様式は、協定第3・18条に規定する「輸入者の知識」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

1. 輸出者の氏名又は名称及び住所（国名を含む） Origem vestuário. Ltda. Xyz opqr, 1223-558 Lisbon, Portugal			
No.	2. 商品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合は、判明している場合）等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。	3. 関税分類番号（6桁、HS 2017）	4. 適用する原産性の基準（A、B、C（Cの場合1、2、3）） 適用するその他の原産性の基準（D、E）
1	品名：男子用シャツ（綿製のもの） 品番：3456262 仕入書番号：AJV-2020/0148	第6206.20号	C3、E
5. 包括的な期間（同一の商品が2回以上輸送される場合の期間）			
6. その他の特記事項			
7. 以上のとおり、2.に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく欧州連合の原産品であることを申告します。			

作成年月日 2020年10月27日
 作成者の氏名又は名称 税関商事株式会社
 作成者の住所又は居所 東京都港区海岸2-7-68
 代理人の氏名又は名称
 代理人の住所又は居所

※A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される産品、C: 品目別規則を満たす産品、1: 関税分類変更基準、2: 付加価値基準、3: 加工工程基準、累積若しくは許容限度の規定を適用した場合 D: 累積、E: 許容限度

Ⅱ. 原産品申告明細書を作成

様式は任意

ステップ4で確認した内容を原産品申告明細書に記載します。

今回のポイント

- 以下の点については、**産品が原産性の基準を満たすかの確認に必要な情報**でしたので、記載します。
 - ・ 産品が製造された場所と製造工程
 - ・ 全材料とそのHS番号
 - ・ 材料①表地の製織された場所
 - ・ 基本的な紡織用繊維の重量情報
(注釈7 2の許容限度)
- ②～⑥の材料の製造国など、**原産性の確認**に必要ではなかった情報については、記載不要です。

産品が原産性の基準を満たすことの説明 (日 EU 協定)

作成日: 2020年10月27日

1. 仕入書の番号及び発行日 (仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。)
2. 産品が原産性の基準を満たすことの説明

<適用した原産地規則> HS第62.05項 品目別原産地規則
製織と製品にすること (布の裁断を含む。) との組合せ

<産品> 男子用シャツ (綿製のもの) HS第62.05項 (品番: 3456262)

<製造地> ポルトガル国内の工場で作成。

<製造工程> 材料投入→裁断→芯張り→縫製→製品洗い→プレス→仕上げ→検査→包装

<原材料>

	材料名	材質	HS	製造国	重量	説明
①	表地	綿	52類	ポルトガル で製織	378g	PSRを満たす。
②	芯地		56類			附属書3-A 注釈3 3
③	ラベル	ナイロン	58類		3g	附属書3-A 注釈7 2 許容限度適用 ・2以上の基本的な紡織用繊維を使用 ・ $3 \div (378+3) \leq 10\%$
④	値札		49類			附属書3-A 注釈8 2
⑤	縫糸		54類			附属書3-A 注釈3 3
⑥	ボタン		96類			附属書3-A 注釈8 2

3. 作成者

氏名又は名称: 税関商事株式会社

住所又は居所: 東京都港区海岸2-7-68

(代理人が作成した場合)

氏名又は名称: _____

住所又は居所: _____

Ⅲ. 関係書類を添付

ステップ4で確認した資料を添付します。

1. CONSTRUCTION SHEET (P2)

製品の製造工程と全材料の確認資料



CONSTRUCTION SHEET

Style number: 3456262

Material Description

	Material Description	HS Code	Country of Origin	Remarks
1	Shell fabric	52.09	Portugal	Woven 100% cotton
2	Interlining	56.03	Unknown	Nonwoven
3	Label	58.07	Unknown	Woven 100% nylon
4	Sewing thread	54.01	Unknown	
5	Price tag	49.11	Unknown	
6	Button	96.06	Spain	

Manufacture information of Shell fabric

Costumes tecido. Ltda.
Abc Defg, 1234-56, Lisboa, Portugal

Production Process

Supply material → Cutting → Put Interlining → Sewing → Garment Washing →
Pressing → Finishing → Inspection → Packing

Manufacture information of Garment

Origem vestuário. Ltda.
Xyz opqr, 1234-56, Lisboa, Portugal

We hereby certify that material description and production process are all true.

01/10/2020, Francisco Santos

Francisco Santos

Origem vestuário. Ltda.
Xyz opqr, 1234-56, Lisboa, Portugal

2. 材料の重量証明書 (P28 再掲)

許容限度確認資料



Origem vestuário. Ltda.

Xyz opqr, 1234-56, Lisboa, Portugal

Declaration Letter


We hereby declare that the weight of raw materials referred on our
invoice NO. AJV-2020/0148, Men's Shirt (style number 3456262,
100% cotton) is as follows.

	Material Description	Weight	Remarks
1	Shell fabric	378 g	Woven 100% cotton
2	Interlining	8 g	Nonwoven
3	Label	3 g	Woven 100% nylon
4	Sewing thread	5 g	
	Others	10 g	

01/10/2020, Francisco Santos

Francisco Santos

3. 表地仕入時のインボイス及び生産者による表地生産場所の証明書 (P21 再掲) 表地が織られた場所の確認資料



INVOICE

Custumes tecido Ltda.
Address: Abc Defg, 1234-56, Lisboa, PORTUGAL
TEL: +351 100 0200 FAX: +351 100 0221


No. 5489-1001
Date September, 10, 2020
Page 1/1

Number of client: 512233
Contact person: Francisco Santos
Payment conditions: End of the month
Expiration date: September, 30, 2020
Terms of delivery: EX WORKS

Origem vestuário. Ltda.
Xyz opqr, 1223-558, Lisboa,
Portugal
TEL: +351 223 3233 FAX: +351 223 3234

STYLE NUMBER	DESCRIPTION	METER	NET WEIGHT	PRICE (Par meter)	AMOUNT
AY520013BK	Shell Fabric Woven 100% cotton HS Code : 52.09	350	56 KGS	5.7 EUR	1995 EUR
AY520013WH	Shell Fabric Woven 100% cotton HS Code : 52.09	450	72 KGS	5.7 EUR	2565 EUR
BY631300RD	Shell Fabric Woven 55%cotton 45% polyester HS Code : 52.09	200	28 KGS	4.5 EUR	900 EUR
BY631300WH	Shell Fabric Woven 55%cotton 45% polyester HS Code : 52.09	300	42 KGS	4.5 EUR	1350 EUR
TOTAL	(50)Rolls		198 KGS		6,810 EUR

Maria Lopes
Custumes tecido Ltda.



ITEM : Shell fabric
Style number : AY520013BK, AY520013WH

Above style number of Shell fabric are woven by our factory.
Address of our factory is as follows.

Address : Abc Defg, 1234-56, Lisboa, PORTUGAL

We hereby certify that above product process and explanation of fabric are all true.

09/15/2020 Maria Lopes
Maria Lopes

Custumes tecido Ltda.
Abc Defg, 1234-56, Lisboa, Portugal

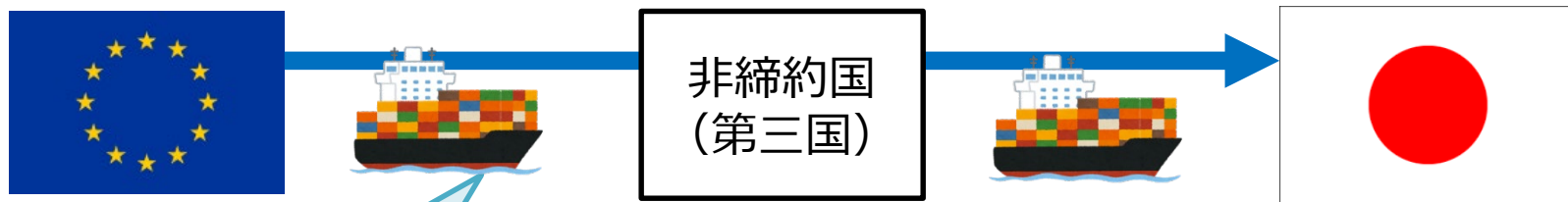
その他の必要書類

輸出の後、貨物が締約国以外の国を経由する場合には、輸入申告時に「通し船荷証券の写し」等、日EU・EPA第3・10条の規定を満たしていることを証する書類を税関に提出する必要があります。



日EU・EPA 第3・10条 変更の禁止

- 1 輸入締約国において国内使用のために申告される原産品については、輸出の後、かつ、国内使用のために申告される前に、変更してはならず、何らかの改変を行ってはならず、並びに当該原産品を良好な状態に保存するために必要な工程（中略）以外の工程を行ってはならない。
- 2 製品の蔵置又は展示は、当該産品が第三国において税関の監視の下に置かれていることを条件として、当該第三国において行うことができる。
- 3 貨物の分割は、当該分割が輸出者によって又は輸出者の責任の下で行われる場合には、当該貨物が第三国の税関の監視の下に置かれていることを条件として、当該第三国において行うことができる。（後略）



輸出後、産品に対し、協定で認められている以外の工程は行ってはならない。
非締約国での蔵置、展示等は税関の監視の下で行われなければならない。

輸出者自己申告を利用する場合の提出書類


I. 原産品申告書

日EU・EPAの場合、輸出者による原産地に関する申告（＝原産品申告書）は、仕入書その他の商業上の文書に、協定附属書3-Dに定められた申告文を用いて作成されます。
（右図参照）

II. 原産品申告明細書

III. 関係書類

- 輸入者が、輸出者から産品が原産品であることに係る追加的な情報（資料）を入手している場合は、輸入者自己申告と同様のものを提出します。
- 輸入者が、輸出者から原産品申告書以外の情報を入手できない場合は、II. III. の書類の提出は不要です。この場合、NACCSの原産地証明識別コード欄に所定のコードを入力します。



Origem vestuário. Ltda.
Xyz opqr, 1223-558 Lisbon, Portugal

Commercial Invoice

Consignee ZENKAN SHOJI CO., LTD 2-7-68, KAIGAN, MINATO-KU, TOKYO 1050022 JAPAN		Invoice No. & Date AJV-2020/0148 October 6, 2020		
Bill to ZEIKAN SHOJI CO., LTD 2-7-68, KAIGAN, MINATO-KU, TOKYO 1050022 JAPAN		Payment Term : T/T net 30 days		
Port of Loading Lisbon, Portugal		Port of Discharge TOKYO, JAPAN		
Carrier By Sea				
Marks	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
XXXXXX C/NO. 1-52 Made in Portugal	MEN'S SHIRTS (COTTON) STYLE NO: 3456262 HS CODE: 62.05	1,040 PCS	FOB Lisbon US\$ 15.5	US\$ 16,120
TTL:	52 CTN	1,040 PCS		US\$ 16,120

We declare that this invoice shows the actual price of the goods described and that all particulars are true and correct.

GROSS WEIGHT : @0.65kg × 1,040pcs = 676KGS
NET WEIGHT : @0.5kg × 1,040pcs = 520KGS
COUNTRY OF ORIGIN: Portugal

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No XXXXXXXX) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of the European Union preferential origin.
Origin criteria used: "C", "3", "E"

Printed name of the exporter: Origem vestuário. Ltda.

Francisco Santos
Origem vestuário. Ltda.

5-2 証明資料を保存（輸入者自己申告）

- 輸入者は、原産品に関する書類を、輸入の許可の日の翌日から起算して5年間（※）保存する必要があります。
- 保存対象となる書類は、貨物が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録となります。ただし、輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象とはなりません。

（※）関税法第94条及び関税法施行令第83条による。

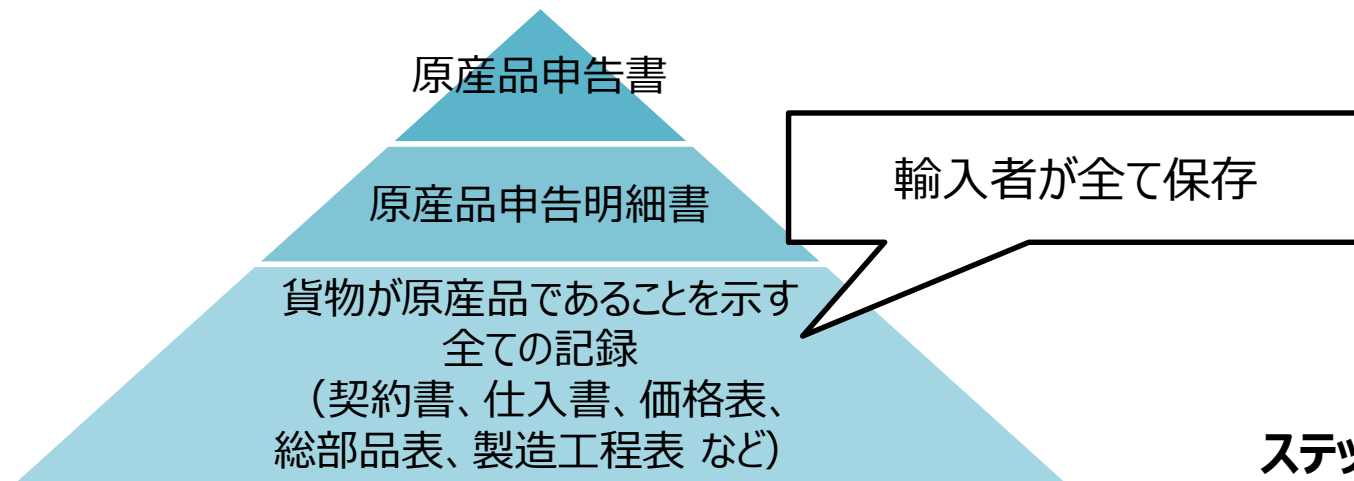


日EU・EPA 第3・19条 記録の保管に関する義務 1

輸入締約国に輸入される産品について関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者は、当該産品の輸入の日の後少なくとも3年間、次に掲げるものを保管する。

（中略）

- (b) 当該関税上の特惠待遇の要求が輸入者の知識に基づくものである場合には、当該産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録



輸入貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸入時の原産地手続

(1) 申告に必要な書類（原産品申告書・原産品申告明細書・関係書類）を整えて日本税関に提出

(2) 証明資料を保存

日本税関におけるEPA税率の適用

6. 日本税関の検証（事後確認）に対応

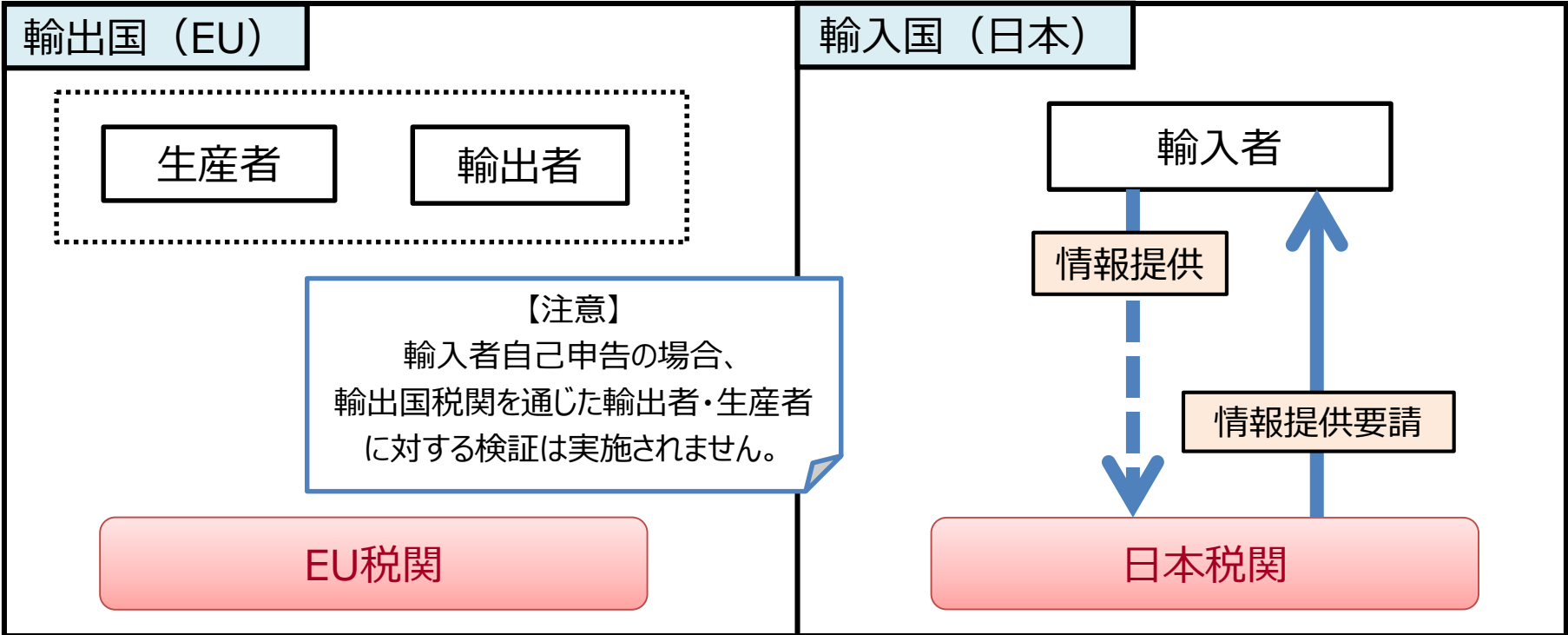
6 検証（事後確認）

日本税関は、協定に基づく関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者に対し、輸入された製品の原産性の確認を、必要に応じ、輸入許可後に行います。



日EU・EPA 第3・21条 原産品であるかどうかについての確認 1

輸入締約国の税関当局は、自国に輸入された製品が他方の締約国の原産品であるかどうか又はこの章に定める他の要件を満たすかどうかを確認するため、第3・16条に規定する関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者に対して情報の提供を要求することにより、危険性を評価する方法（無作為抽出を含む。）に基づく確認を行うことができる。（後略）



特恵待遇の否認（輸入者自己申告）

次のいずれかの場合、日本税関は日EU・EPA税率の適用を否認することができます。

- 輸入者が、情報提供要請が行われた日から3箇月以内に回答をしない場合。
- 輸入者が、情報提供要請が行われた日から3箇月以内に産品が原産品であることを確認できる十分な情報を提供しない場合。



日EU・EPA 第3・24条 関税上の特恵待遇の否認 1

輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特恵待遇を与えないことができる。（中略）

- (a) 第3・21条1の規定に基づく情報の提供の要求が行われた日の後3箇月以内に、
- (i) 回答がない場合
 - (ii) 関税上の特恵待遇の要求が第3・16条2 (b) に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、提供された情報が、産品が原産品であることを確認するために十分でないとき。



税関HP・原産地規則ポータルのご案内

- 各EPAのご利用に際しては、税関HP・原産地規則ポータルをご活用ください
- 品目別原産地規則検索、自己申告制度の様式見本各種、協定条文などのほか、[EPA/GSP原産性に係る非違事例](#)もご紹介しています。

原産地規則ポータル

<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

このページの本文へ [English](#)

原産地規則ポータル

文字サイズ [+ 大きく](#) [元に戻す](#) [- 小さく](#) [検索](#)

税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。

ホーム 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事後確認 税関ホームページ

新着情報

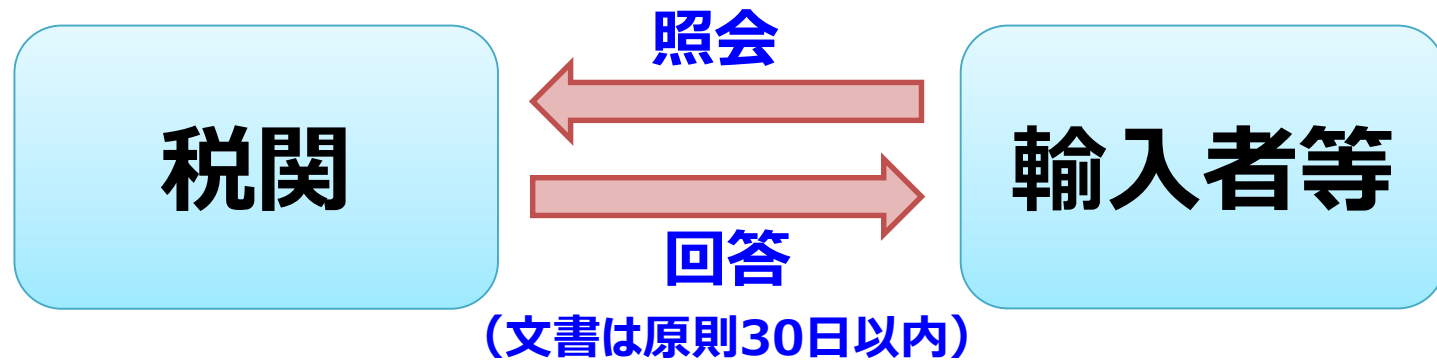
- 06月17日 [EPA/GSPでの原産性に係る非違事例を追加しました](#)
- 05月28日 [各国における原産地証明書発給停止等への対応（更新）](#)
- 05月19日 [「一般特恵マニュアル」を更新しました](#)
- 05月14日 [日EU・EPA発効1周年記念セミナーについて（質疑応答の公表）](#)

[過去の新着情報一覧へ](#)

原産地規則のいろは



事前教示制度を御利用ください



- 事前教示制度とは、貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入を予定している貨物の原産地、日EU・EPA税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、（適用される税率が事前に分かることから）輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- 貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）
の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われませんのでご注意ください。

お知らせ



事前教示照会のほか、原産地規則・関連する税関手続については、下記までお気軽にお問い合わせください。

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関 業務部 原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関 業務部 首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関 業務部 原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関 業務部 原産地調査官 清水税関支署 原産地調査官	052-654-4205 054-352-6114	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関 業務部 首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関 業務部 首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関 業務部 原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関 業務部 原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関 業務部門 原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp



EPA原産地センターでは、EPAの自己申告制度を利用した**日本からの輸出**についての相談対応を行っています（対面又はメール）。

■ 相談内容

日オーストラリア協定、TPP11、日EU協定に係る自己申告制度を利用した**輸出申告**に係るもの

- 例）
- ・ 輸出する貨物が相手国でEPA税率を適用できる原産品となるか。
 - ・ 輸出をする際に自己申告書を作成したいのですが、どのように作成すればよいか。
 - ・ 相手国からの事後確認に備えてどのような書類を備えておけばよいか。

■ 相談対象者

日本から貨物を輸出し、上記協定を利用して自己申告を行う方（輸出者、生産者）

■ ご利用方法

以下の事項を記載し、次頁記載のメールアドレスあてに送付ください。

- （1）ご連絡先（お名前・会社名、お電話番号等）
- （2）相談したい内容
- （3）相談希望日時（対面での相談をご希望の場合）

■ 担当

財務省税関 EPA原産地センター

住所：東京都港区海岸2-7-68

電話：03-3456-2171（※）

相談受付メールアドレス：

epa-roo-center2@customs.go.jp

※お電話でのご相談は承っておりません。
メールでのご連絡をお願いいたします。



□ HSコードのみのご相談の場合

ご相談の内容が、輸出産品又は材料に係る品目分類（HSコード）についてのみの場合は、各税関の関税鑑査官部門にお問い合わせ下さい。

➤ 品目分類・関税率についてのお問い合わせ先（関税鑑査官）

税関HP：<https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

上記相談による結果は、輸出先でのEPA税率の適用を保証するものではありません。
EPA税率の確実な利用のため輸出先税関における事前教示制度の利用等をお勧めさせていただく場合もございます。

ご清聴ありがとうございました



実質的変更基準を満たす産品（品目別原産地規則を満たす産品）

我が国の多くの協定においては、実質的変更基準は、品目毎に「関税分類変更基準」、「付加価値基準」、「加工工程基準」いずれかの考え方、あるいは、その組合せを採用しています。

関税分類変更基準

非原産品である材料の関税分類番号と、その材料から生産される産品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われたとする考え方です。

（例）日EU・EPA HS第9001.90号-第9033.00号 品目別原産地規則のうち、CTH（第96.20項の材料からの変更を除く。）

付加価値基準

締約国での生産により価値が付加され、この付加された価値が基準値以上の場合に実質的変更が行われたとする考え方です。

（例）日EU・EPA HS第9001.90号-第9033.00号 品目別原産地規則のうち、MaxNOM50パーセント（EXW）又は RVC55パーセント（FOB）

加工工程基準

締約国で、特定の加工工程（例えば、化学反応、蒸留、精製等）が施されれば実質的変更が行われたとする考え方です。

（例）日EU・EPA HS第62.05項 品目別原産地規則
製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は
なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。